北上市告示甲第94号

令和４年度北上市キャッシュレス決済推進事業実施要綱を次のように定める。

令和４年10月24日

北上市長　髙　橋　敏　彦

令和４年度北上市キャッシュレス決済推進事業実施要綱

（目的）

第１　この告示は、キャッシュレス決済推進事業（以下「推進事業」という。）を実施することにより、物価高騰及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受けた市内事業者の経営を支援し、市内経済の活性化を図るとともに、新しい生活様式の定着を推進することを目的とする。

（定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　キャッシュレス決済　金銭の支払いに繰り返し利用できるＱＲコード決済、バーコード決済その他の電子的な決済手段であって、貨幣の授受が直接生じないものをいう。

(2)　消費者還元　加盟店においてキャッシュレス決済により支払いを行った消費者に対し、市長の負担により当該決済した金額の一部を電子マネー（金銭に代えて電子機器その他の物に記録された情報（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第３条第５項に定める第三者型前払式支払手段その他これらに類する方法により、電子的方法をもって記録された情報をいう。）であって、金銭的価値を持つものをいう。）で還元することをいう。

(3)　決済事業者　キャッシュレス決済サービスを消費者に提供し、事業者から推進事業への参加申請を受け付けて加盟店として登録を行い、及び消費者還元を行う事業者をいう。

(4)　加盟店　市内に店舗又は事業所を有し、推進事業に参加する事業者であって、次の業種に該当するものとする。ただし、法人にあっては、市内に本社又は本店を有する者に限る。

ア　運輸業（道路旅客運送業に限る。）

イ　小売業（総合スーパー、専門スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグス

トア、ホームセンター及び調剤薬局を除く。）

ウ　飲食サービス業（飲食店及び持帰り・配達飲食サービス業に限る。）

エ　娯楽業・生活関連サービス業（娯楽業にあっては、スポーツ施設提供業及びカラオケボックス業に限る。）

（消費者還元の割合等）

第３　消費者還元は、消費者が行うキャッシュレス決済につき、当該キャッシュレス決済金額の２割以内相当とする。

２　消費者還元の上限は、消費者が保有するキャッシュレス決済サービスのアカウントごとに、１回の決済当たり5,000円相当かつ実施期間を通じて10,000円相当とする。

（推進事業の実施期間）

第４　推進事業の実施は、令和５年１月13日から令和５年２月12日までの期間における31日以内とする。

（推進事業の実施）

第５　推進事業は、市長が決済事業者及び当該事業者が行うキャッシュレス決済サービスを指定して実施する。

（キャッシュレス決済サービス規約の遵守）

第６　推進事業に参加する加盟店及び消費者は、決済事業者が定める決済サービスの利用規約その他の規定を遵守しなければならない。

（事業の委託）

第７　市長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に推進事業の実施を委託することができる。

（補則）

第８　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。